

はじめに

- ①本書は、(公財) 運行管理者試験センターが行う運行管理者試験(貨物)について、内容をジャンル別に区分し、それぞれに解説を加えたものです。
- ②過去10回分の受験者数及び合格率は次のとおりです。

回数	1	2	3	4
実施時期	令和6年8月	令和6年3月	令和5年8月	令和5年3月
受験者数	24,993人	22,493人	26,293人	23,759人
合格率	32.9%	34.2%	33.5%	34.6%
回数	5	6	7	8
実施時期	令和4年8月	令和4年3月	令和3年8月	令和3年3月
受験者数	28,804人	27,982人	34,164人	32,575人
合格率	38.4%	32.3%	29.8%	43.9%
回数	9	10	※令和2年3月の試験は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受験生の安全を考慮して中止されました。	
実施時期	令和2年8月	令和元年8月		
受験者数	39,630人	36,530人		
合格率	30.7%	31.7%		

- ③各章の順序は、試験問題と同じく、次のとおりとしました。
- 第1章 貨物自動車運送事業法 第2章 道路運送車両法
第3章 道路交通法 第4章 労働基準法
第5章 実務上の知識及び能力
- ④各章は、1 法令の要点、2 演習問題、◆解答&解説で構成されています。
- ⑤1 法令の要点では、過去に出題された問題に関係する法令を、要点を絞って掲載しています。太字は特に重要な部分を表しています。
- ⑥2 演習問題では、過去問題を中心とした演習問題を収録しています。次の3種類の問題で構成しています。
- ◎(公財) 運行管理者試験センターが公表している「運行管理者試験(CBT試験) 出題例」令和2年～4年(3回分計90問)
 - ◎筆記試験問題 令和3年3月
 - ◎編集部収集作成問題

第1章



貨物自動車運送事業法

1. 法律の目的と定義	12	12. 適正な取引の確保	77
2. 運送事業の許可	16	13. 運転者等台帳	79
3. 事業計画	18	14. 特別な指導 [1]	81
4. 運送約款・掲示・安全管理規程	22	15. 特別な指導 [2]	83
5. 輸送の安全	27	16. 異常気象時等における措置	96
6. 一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表	29	17. 乗務員・運転者	96
7. 過労運転等の防止	33	18. 事故の報告 [1] (定義・報告書)	102
8. 貨物の積載と車庫の位置	43	19. 事故の報告 [2] (速報)	109
9. 点呼	45	20. 運行管理者の選任	115
10. 業務の記録・運行記録計・事故の記録	62	21. 運行管理者の業務	118
11. 運行指示書	71	22. 運行管理者資格者証	129
		23. 運送事業者による運行管理	130

3

事業計画

1 法令の要点と○×式過去出題例

■ 事業計画の変更 [運送事業法第9条]

1. 一般貨物自動車運送事業者は、**事業計画の変更**（第3項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の**認可**を受けなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、**事業用自動車**に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、**あらかじめ**その旨（*1）を、国土交通省令で定める**軽微な事項**に関する事業計画の変更をしたときは、**遅滞なく**その旨（*2）を、国土交通大臣に届け出なければならない。

あらかじめ届け出が必要な事業計画の変更（*1）

①各営業所に配置する**事業用自動車の種別ごとの数の変更**

（変更後の事業計画が法第6条〔許可の基準〕各号（⇒16P）に掲げる基準に適合しないおそれがある場合を除く。）

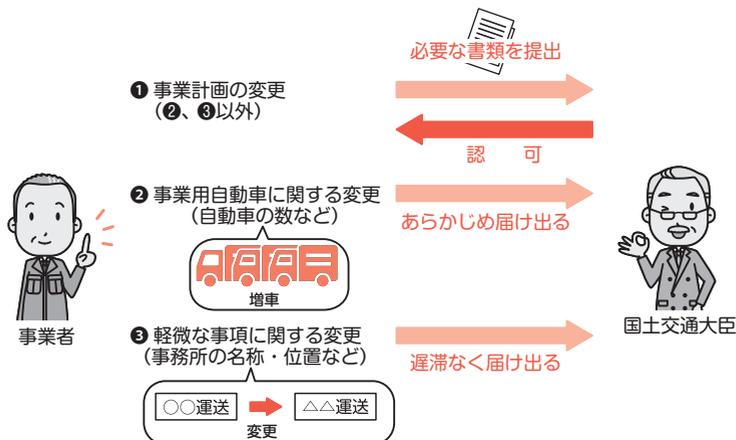
②各営業所に配置する運行車の数の変更

変更後に遅滞なく届け出が必要な事業計画の変更（*2）

①**主たる事務所の名称及び位置の変更**

②**営業所又は荷扱所の名称の変更**

③**営業所又は荷扱所の位置の変更**（貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。）



【事業計画の変更】

■ 事業計画の変更の認可の申請 [運送事業法施行規則第5条]

1. 運送事業法第9条第1項の規定により事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した**事業計画変更認可申請書**を提出しなければならない。

- | |
|--------------------------------|
| ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| ②変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。） |
| ③変更を必要とする理由 |

過去出題例 [事業計画]

1. 一般貨物自動車運送事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
[R3_CBT]
2. 一般貨物自動車運送事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
[R3.3]
3. 一般貨物自動車運送事業者は、「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力」に係る事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。[R4_CBT/R3_CBT]
4. 一般貨物自動車運送事業者は、「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。[R3.3]
5. 一般貨物自動車運送事業者は、「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更をするときは、法令に定める場合を除き、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。[R3_CBT]
6. 一般貨物自動車運送事業者は、「主たる事務所の名称及び位置」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
[R3_CBT]
7. 一般貨物自動車運送事業者は、「主たる事務所の名称及び位置」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。[R3.3]

解答

1…×（遅滞なく届け出る⇒認可を受ける）：2…×（あらかじめ届け出る⇒認可を受ける）：3…○：4…×（遅滞なく⇒あらかじめ）：5…○：6…×（あらかじめ⇒遅滞なく）：7…○

2 演習問題

問1 貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 1. 一般貨物自動車運送事業者は、「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 2. 一般貨物自動車運送事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 3. 法律の規定により事業計画の変更の認可を申請しようとする一般貨物自動車運送事業者は、所定の事項を記載した事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。
- 4. 一般貨物自動車運送事業者は、「営業所又は荷扱所の名称」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

問2 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業計画の変更に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R3_CBT]

- 1. 事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 2. 事業者は、「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更をするときは、法令に定める場合を除き、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3. 事業者は、「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 4. 事業者は、「主たる事務所の名称及び位置」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

第2章



道路運送車両法

1. 法律の目的と定義	146	4. 点検整備	164
2. 登録制度	147	5. 保安基準	174
3. 自動車の検査	154		

5

保安基準

1 法令の要点

■ 保安基準の原則 [車両法第46条]

1. 自動車の構造及び自動車の装置等に関する保安上又は**公害防止**その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が**運行**に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に**危害**を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について**不当**な制限を課することとなるものであってはならない。

■ 用語の定義 [保安基準第1条]

1. この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第2条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

⑬「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公共用応急作業自動車等の自動車及び国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車をいう。
（一部省略）

■ 長さ、幅及び高さ [保安基準第2条]

1. 自動車は、告示で定める方法（空車状態など）により測定した場合において、**長さ**（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）**12メートル**（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13メートル）、**幅2.5メートル**、**高さ3.8メートル**を超えてはならない。

■ 軸重等 [保安基準第4条の2]

1. 自動車の軸重は、**10トン**（牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、11.5トン）を超えてはならない。

2 演習問題

問1 道路運送車両法第46条に定める「保安基準の原則」についての次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

自動車の構造及び自動車の装置等に関する保安上又は（A）その他の環境保全上の技術基準（「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が（B）に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に（C）を与えないことを確保するものでなければならない。かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。

- A ① 公害防止 ② 事故防止
 B ① 衝撃 ② 運行
 C ① 危害 ② 影響

問2 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車（二輪自動車等を除く。）の空気入ゴムタイヤの接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても1.8ミリメートル以上の深さを有すること。
2. 自動車には、告示で定めるものを除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。
3. 非常点滅表示灯は、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火として作動する場合には、点滅回数の基準に適合しない構造とすることができる。
4. 自動車に備えなければならない非常信号用具は、夜間200メートルの距離から確認できる赤色の灯光を発するものでなければならない。

第3章



道路交通法

- | | | | |
|------------------|-----|---------------------------|-----|
| 1. 定義 …………… | 192 | 10. 灯火及び合図 …………… | 233 |
| 2. 自動車の種類と運転免許 … | 194 | 11. 積載の制限と過積載車両
の取扱い … | 240 |
| 3. 信号機の意味 …………… | 201 | 12. 酒気帯び運転の禁止 ……… | 245 |
| 4. 最高速度 …………… | 203 | 13. 過労運転の禁止 …………… | 247 |
| 5. 徐行及び一時停止 ……… | 209 | 14. 運転者の遵守事項 ……… | 249 |
| 6. 車両の交通方法 …………… | 213 | 15. 交通事故の場合の措置 …… | 258 |
| 7. 追越し等 …………… | 217 | 16. 使用者に対する通知 ……… | 260 |
| 8. 交差点 …………… | 224 | 17. 道路標識 …………… | 261 |
| 9. 停車及び駐車禁止場所 … | 227 | | |

2

自動車の種類と運転免許

1 法令の要点

自動車の種類 [道交法第3条 / 道交法施行規則第2条]

1. 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機大きさを基準として、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車に区分する。

自動車の種類	車体の大きさ等
大型自動車	大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が 11,000キログラム以上 のもの、最大積載量が 6,500キログラム以上 のもの又は乗車定員が 30人以上 のもの
中型自動車	大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が 7,500キログラム以上11,000キログラム未満 のもの、最大積載量が 4,500キログラム以上6,500キログラム未満 のもの又は乗車定員が 11人以上29人以下 のもの
準中型自動車	大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が 3,500キログラム以上7,500キログラム未満 のもの又は最大積載量が 2,000キログラム以上4,500キログラム未満 のもの
普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車

※大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については省略。

準中型自動車



車両総重量
3,500kg 以上 7,500kg 未満
最大積載量
2,000kg 以上 4,500kg 未満
乗車定員
10人以下

中型自動車



車両総重量
7,500kg 以上 11,000kg 未満
最大積載量
4,500kg 以上 6,500kg 未満
乗車定員
11人以上 29人以下

大型自動車



車両総重量
11,000kg 以上
最大積載量
6,500kg 以上
乗車定員
30人以上

【準中型自動車と中型自動車と大型自動車】

⑧前各号（略）に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。

2. 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなった時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

④自動車等の運転に関し第117条の違反行為（※）をしたとき。

※第117条の違反行為とは、車両等（軽車両を除く。）の運転者が、当該車両等の交通による人の死傷があった場合において、第72条（交通事故の場合の措置）第1項前段（⇒258P）の規定に違反した場合を指す。

■ 免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準

[道交法施行令第38条]

5. 免許を受けた者が法第103条第1項第5号から第8号までのいずれかに該当することとなった場合についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

②次のいずれかに該当するときは、免許の効力を**停止する**ものとする。
ハ、法第103条第1項第8号に該当することとなったとき。

2 演習問題

問1 道路交通法に定める自動車の種類についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R3_CBT]

1. 乗車定員が2人、最大積載量が6,250キログラム、及び車両総重量10,110キログラムの貨物自動車の種類は、大型自動車である。
2. 乗車定員が2人、最大積載量が4,750キログラム、及び車両総重量8,160キログラムの貨物自動車の種類は、中型自動車である。
3. 乗車定員が3人、最大積載量が3,000キログラム、及び車両総重量5,955キログラムの貨物自動車の種類は、準中型自動車である。
4. 乗車定員が2人、最大積載量が1,750キログラム、及び車両総重量3,490キログラムの貨物自動車の種類は、普通自動車である。

第4章



労働基準法

- | | | | |
|------------|-----|---------------|-----|
| 1. 労働契約 | 272 | 4. 健康診断 | 292 |
| 2. 労働時間・休日 | 280 | 5. 労働時間等の改善基準 | 298 |
| 3. 就業規則 | 287 | | |

2

労働時間・休日

1 法令の要点

■ 労働時間 [労基法第32条]

1. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について**40時間を超えて**、労働させてはならない。
2. 使用者は、1週間の各日については、労働者に、**休憩時間を除き1日について8時間を超えて**、労働させてはならない。

■ 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等 [労基法第33条]

1. 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

■ 休憩 [労基法第34条]

1. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、**8時間を超える場合**においては少なくとも**1時間**の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

■ 休日 [労基法第35条]

1. 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも**1回**の休日を与えなければならない。
2. 第1項の規定は、4週間を通じ**4日以上**の休日を与える使用者については適用しない。

■ 時間外及び休日の労働 [労基法第36条]

1. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の**過半数を代表する者**との書面による協定をし、厚生労働省で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

■ 産前産後 [労基法第65条]

1. 使用者は、6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。
2. 使用者は、**産後8週間**を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、**産後6週間**を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
3. 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

■ 育児時間 [労基法第67条]

1. 生後満一年に達しない生児を育てる女性は、労基法第34条の休憩時間のほか、**1日2回**各々少なくとも**30分**、その生児を育てるための時間を**請求することができる**。
2. 使用者は、前項の育児時間中は、その女性を使用してはならない。

2 演習問題

問1 労働基準法（以下「法」という。）の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、その雇入れの日から起算して6ヵ月間継続勤務し全労働日の6割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。
2. 使用者は、産後6週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後4週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
3. 使用者が、法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
4. 使用者は、満16歳以上の男性を交替制によって使用する場合その他法令で定める場合を除き、満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。

5

労働時間等の改善基準

1 法令の要点

※**改善基準**：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（厚生労働省告示）

■ 目的等〔改善基準第1条〕

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という。）第9条に規定する労働者（※1）であって、**四輪以上の自動車**の運転の業務（※2）に主として従事する者をいう。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の**労働条件の向上**を図ることを目的とする。

※1：同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。

※2：厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。

2. **労働関係の当事者**は、この基準を理由として自動車運転者の**労働条件を低下させてはならない**ことはもとより、その**向上**に努めなければならない。

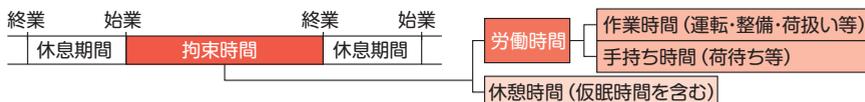
■ 貨物自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間等〔改善基準第4条〕

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合は、その**拘束時間**（労働時間、休憩時間その他使用者に拘束されている時間）、**休息期間**（使用者の拘束を受けない時間）及び運転時間について、次に定めるところによるものとする。

Check 拘束時間と休息期間〔厚生労働省労働基準局〕

◎**拘束時間**…始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいう。

◎**休息期間**…勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいう。



2 演習問題を解く前に

ここでは、1年・1ヵ月の拘束時間、1日の拘束時間・休息期間、2日平均の運転時間、連続運転時間、の各問題の解き方を簡単に解説しています。演習問題を解く際の参考にしてください。

■ 1年・1ヵ月の拘束時間

1年・1ヵ月の拘束時間の問題（労使協定有り）は、①**284時間を超える月が6ヵ月以内**であるか、②**284時間を超える月が4ヵ月以上連続**しているか、③**拘束時間が310時間を超える月がある**か、④**1年間についての拘束時間が3,400時間を超えていない**か、がポイントになります。改善基準に適合する例と違反する例は以下のとおりです。

例) 改善基準に適合する場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
各月の拘束時間	255時間	310時間	284時間	295時間	255時間	255時間	310時間	295時間	295時間	267時間	295時間	284時間	3,400時間

- ①拘束時間が284時間を超える月は、5月・7月・10月・11月・12月・2月の6ヵ月。
- ②284時間を超える月は、4ヵ月以上連続していない。
- ③拘束時間が310時間を超える月はない。
- ④1年についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

結果 1ヵ月の拘束時間が284時間を超える月が6ヵ月以内。また、拘束時間が310時間を超えている月もなく、1年についての拘束時間も3,400時間を超えていないため、改善基準に**適合している**。

例) 改善基準に違反する場合①

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
各月の拘束時間	285時間	295時間	280時間	295時間	255時間	255時間	300時間	295時間	295時間	267時間	295時間	283時間	3,400時間

- ①拘束時間が284時間を超える月は、4月・5月・7月・10月・11月・12月・2月の**7ヵ月**。
- ②284時間を超える月は、4ヵ月以上連続していない。
- ③拘束時間が310時間を超える月はない。
- ④1年についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

結果 1ヵ月の拘束時間が284時間を超える月が**6ヵ月を超えている**ため、改善基準に**違反している**。

3 演習問題（1年・1カ月の拘束時間）

問1 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

拘束時間は、1ヵ月について（A）を超えず、かつ、1年について3,300時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、1年について（B）までは、1ヵ月について（C）まで延長することができ、かつ、1年について（D）まで延長することができるものとする。

- A ① 284時間 ② 288時間
 B ① 3ヵ月 ② 6ヵ月
 C ① 310時間 ② 320時間
 D ① 3,400時間 ② 3,450時間

問2 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（隔日勤務に就く運転者以外のもの。）の1年間における各月の拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを1つ選びなさい。ただし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。[R3_CBT]

1.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	281	283	294	283	282	283	295	283	294	283	283	283	3,427

2.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	270	279	276	275	274	275	298	265	312	284	305	283	3,396

3.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	285	268	281	288	286	278	292	286	276	296	278	285	3,399

4.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	270	275	285	288	295	280	282	279	296	285	285	280	3,400

4 演習問題（1日の拘束時間・休息期間）

問1 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船しないものとし、また、隔日勤務に就く場合には該当しないものとする。

- 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、(A)を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（最大拘束時間）は、(B)とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするように努めるものとする（目安としては、1週間について(C)までとすること）。
- 業務の必要上、勤務の終了後継続（D）以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。

- A ① 13時間 ② 15時間
 B ① 15時間 ② 16時間
 C ① 2回 ② 3回
 D ① 8時間 ② 9時間

◆解答&解説

※ 2 演習問題を解く前に 「1日の拘束時間・休息期間」 参照。⇒305P

問1【解答 A-①, B-①, C-①, D-②】

1. 改善基準第4条第1項③。
2. 改善基準第4条第4項①。

問2【解答 3】

改善基準第4条第1項③・第4項④。

貨物自動車運送事業の運転者のフェリー乗船時間（乗船時刻から下船時刻まで）は、原則として休息期間として取り扱う。よって、フェリー乗船がある日は、拘束時間からフェリー乗船時間分を差し引かなければならない。

各日の拘束時間は、次のとおり。

1日目	拘束時間	<u>12時間</u>	12時間（始業7時～終業19時）
2日目	拘束時間	<u>13時間</u>	12時間（始業8時～終業20時）＋翌日1時間
3日目	拘束時間	<u>10時間</u>	11時間（始業7時～終業18時）－2時間（12時～14時） ＋翌日1時間
4日目	拘束時間	<u>8時間</u>	13時間（始業6時～終業19時）－5時間（10時～15時）

問3【解答 3】

改善基準第4条第1項③・第4項④。

貨物自動車運送事業の運転者のフェリー乗船時間（乗船時刻から下船時刻まで）は、原則として休息期間として取り扱う。よって、フェリー乗船がある日は、拘束時間からフェリー乗船時間分を差し引かなければならない。

各日の拘束時間は、次のとおり。

1日目	拘束時間	<u>10時間</u>	14時間（始業5時～終業19時）－4時間（9時～13時）
2日目	拘束時間	<u>14時間</u>	12時間（始業6時～終業18時）＋翌日2時間
3日目	拘束時間	<u>11時間</u>	15時間（始業4時～終業19時）－4時間（8時～12時）
4日目	拘束時間	<u>13時間</u>	12時間（始業6時～終業18時）＋翌日1時間

問4【解答 4】

改善基準第4条第1項③・⑤。

各日の拘束時間と休息期間は、次のとおり。

月	拘束時間	<u>15時間</u> （13時間（始業7時～終業20時）＋翌日2時間）
	休息期間	9時間（月曜終業20時～火曜始業5時）
火	拘束時間	14時間（始業5時～終業19時）
	休息期間	13時間（火曜終業19時～水曜始業8時）

6 演習問題（連続運転時間）

問1 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間及び休憩時間の例を示したものであるが、このうち、連続運転の中断方法として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下、改善基準告示とする。）に適合しているものを2つ選びなさい。なお、当該運行においては、高速自動車国道及び自動車専用道路を通行していないものとし、改善基準告示に定める予期し得ない事象への対応時間はないものとする。[R3_CBT]

1.

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	30分	10分	3時間	10分	30分	10分	1時間	30分	1時間30分	10分	2時間	10分	30分	

2.

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	2時間	10分	1時間30分	20分	1時間	10分	2時間	10分	1時間	10分	1時間	5分	2時間	

3.

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	2時間	10分	1時間30分	20分	1時間	10分	2時間	30分	1時間	10分	1時間30分	10分	2時間	

4.

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	1時間	10分	1時間30分	15分	1時間	5分	1時間	30分	2時間	20分	1時間30分	10分	2時間	

◆解答&解説

※ 2 演習問題を解く前に「連続運転時間」参照。⇒308P

問1【解答 1, 2】

改善基準第4条第1項⑦。

連続運転時間とは、「1回がおおむね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間」をいう。そのため、改善基準で規定されている連続運転時間は合計**4時間**までであるが、運転時間が合計4時間にならなくても、**中断時間が合計30分以上**を満たした場合、連続運転時間は一区切りされる。また、休憩5分は「おおむね10分以上」と乖離^{かい}するため、中断とみなさず、考慮しない（図では省略）。

設問の図をわかりやすくするため、運転時間と中断時間に分けて書き換えてみる。

1. **適合している**：最初の運転時間合計4時間に付随する中断時間は合計30分で改善基準に適合している。次の運転時間1時間に付随する中断時間も30分で適合している。この後、運転時間合計4時間に付随する中断時間は合計20分のみで30分未満となるが、4時間運転後に乗務を終了しているため、改善基準に**適合している**。

乗務開始	運転	中断	運転	中断	運転	中断	運転	中断	運転	中断	運転	中断	乗務終了
	30分	10分	3時間	10分	30分	10分	1時間	30分	1時間30分	10分	2時間	10分	
				運転：4時間 中断：30分						運転：1時間 中断：30分			
								運転：4時間 中断：20分					

連続運転時間と中断時間が改善基準を満たしているので適合



2. **適合している**：最初の運転時間合計3時間30分に付随する中断時間は合計30分で改善基準に適合している。次の運転時間合計4時間に付随する中断時間も合計30分で適合している。この後、1時間運転後の休憩5分は中断とみなされないため、5分休憩後の2時間までが運転時間となる。合計3時間運転後に乗務を終了しているため、**改善基準に適合している**。

乗務開始	運転	中断	運転	中断	運転	中断	運転	中断	運転	中断	運転	運転	乗務終了
	2時間	10分	1時間30分	20分	1時間	10分	2時間	10分	1時間	10分	1時間	2時間	
				運転：3時間30分 中断：30分						運転：4時間 中断：30分			
								運転：3時間 乗務終了					

連続運転時間と中断時間が改善基準を満たしているので適合



3. **違反している**：最初の運転時間合計3時間30分に付随する中断時間は合計30分で、改善基準に適合している。次の運転時間合計3時間に付随する中断時間も合計40分で適合している。しかし、この後の運転時間が**合計4時間30分**となり、連続運転時間の4時間を超えているため、改善基準に違反している。

第5章



実務上の知識及び能力

- | | | | |
|-------------------|-----|---------------------|-----|
| 1. 運行管理者…………… | 364 | 6. 視覚と視野…………… | 454 |
| 2. 運転者の健康管理…………… | 399 | 7. 走行時に働く力と諸現象…………… | 459 |
| 3. 交通事故等緊急事態…………… | 410 | 8. 自動車に関する計算問題…………… | 466 |
| 4. 事故の再発防止対策…………… | 415 | | |
| 5. 交通事故防止等…………… | 441 | | |

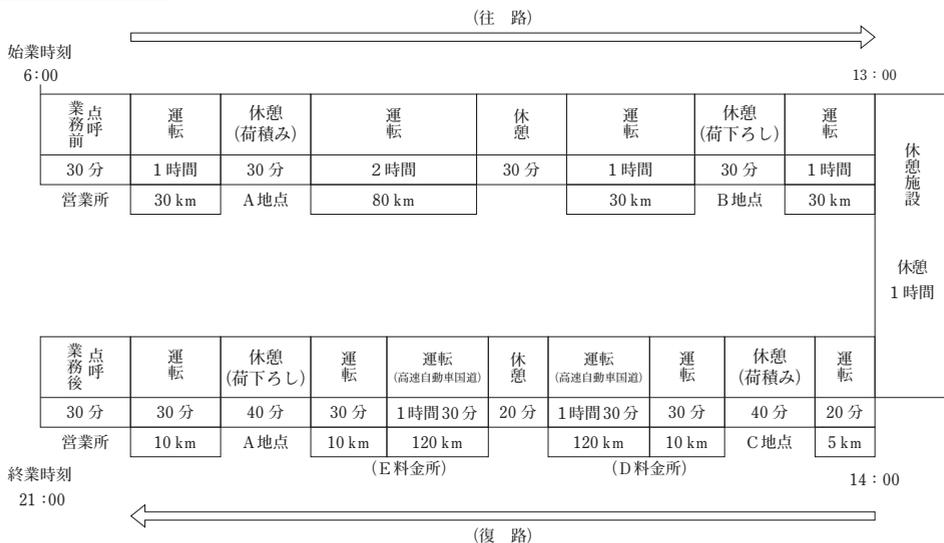
5 演習問題（運行計画）

問1 運行管理者は、荷主からの運送依頼を受けて、下の図に示す運行計画を立てた。この運行に関する次の1～3の記述について、解答しなさい。なお、解答にあたっては、〈運行計画〉及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

〈運行計画〉

営業所を出庫し、A地点で荷積みし、B地点で荷下ろしを行う。休憩施設での休憩の後、戻りの便にて、C地点で再度荷積みし、A地点で荷下ろしした後、営業所に帰庫する行程とする。当該運行は、車両総重量8トン、最大積載量5トンの貨物自動車を使用し、運転者1人乗務とする。なお、各地点での荷積み及び荷下ろし作業は、各地点の作業員が行うものとし、運転者はその間所定の休憩時間をとるものとする。

前日 終業時刻 20時



翌日 始業時刻 5時30分

1. 当該運転者の前日の終業時刻は20時であり、また、翌日の始業時刻を5時30分と予定した場合、当日の運行計画において、始業時刻を6時、終業時刻を21時に設定したことは、労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）に規定する「勤務終了後、継続して与えなければならない休息期間」に違反しているか否かについて、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 違反していない ② 違反している

◆解答&解説

問1【解答 1-②, 2-②, 3-①】

1. 改善基準では、「勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続9時間を下回らないものとする。」と規定されている。

前日から当日にかけての休息期間は10時間で改善基準に適合しているが、当日から翌日にかけての休息期間は**8時間30分**であり、9時間を下回っているため、改善基準に**違反している**。改善基準第4条第1項⑤。⇒299P

2. はじめに、運行計画から、当日の運転時間のみを合計する。

当日の運転時間は**9時間50分**（1時間+2時間+1時間+1時間+20分+30分+1時間30分+1時間30分+30分+30分）となる。

次に、勤務当日を特定の日とした場合の2日を平均した1日当たりの運転時間を求める。

◎「特定日の前日と特定日」の平均運転時間

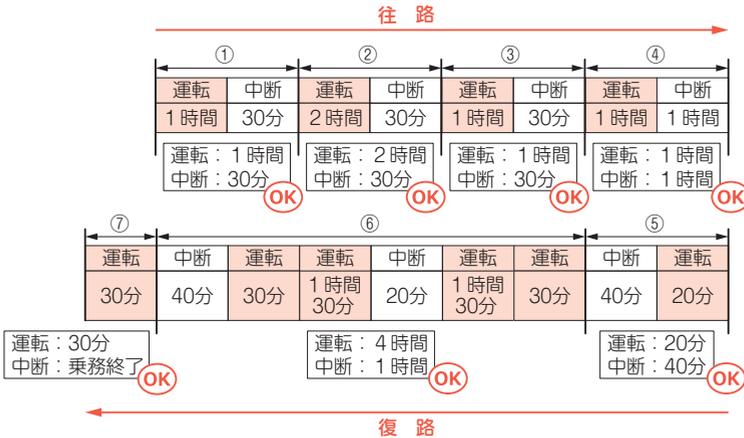
$$(\text{特定日の前日} + \text{特定日}) \div 2 = (8\text{時間}30\text{分} + 9\text{時間}50\text{分}) \div 2 = \mathbf{9\text{時間}10\text{分}}$$

◎「特定日と特定日の翌日」の平均運転時間

$$(\text{特定日} + \text{特定日の翌日}) \div 2 = (9\text{時間}50\text{分} + 8\text{時間}30\text{分}) \div 2 = \mathbf{9\text{時間}10\text{分}}$$

ともに9時間を超えているので、改善基準に違反している。改善基準第4条第1項⑥。⇒299P

3. 休憩を中断時間として書き換えると、次のとおりとなる。



出庫から順に、①1時間運転後に30分の中断、②2時間運転後に30分の中断、③1時間運転後に30分の中断、④1時間運転後に1時間の中断、⑤20分運転後に40分の中断、⑥合計4時間の運転時間に対し合計1時間の中断、⑦30分運転後に乗務を終了しているため、改善基準に**違反していない**。改善基準第4条第1項⑦・⑧。⇒300P

本書に関する訂正とお問い合わせについて

本書の内容に訂正がある場合は、弊社のホームページに掲載致します。

書籍の訂正について

株式会社公論出版 ホームページ
書籍サポート/訂正
URL : https://kouronpub.com/book_correction.html



本書の内容で分からないことがありましたら、**必要事項を明記の上**、問合せフォームより、メールにて下記までお問い合わせください。電話でのお問合せは、**受け付けておりません**。

本書籍に関するお問い合わせ

<p>メール</p> 	<p>問合せフォーム</p> 	<p>必要事項</p> <ul style="list-style-type: none">・お客様の氏名とフリガナ・書籍名・該当ページ数・問合せ内容
--	--	--

※回答まで時間がかかる場合があります。ご了承ください。

※お問い合わせの有効期限は、**本書籍の発行日から1年間**とさせていただきます。

※お問い合わせは、本書の内容に限ります。運行管理者試験の詳細や実施時期、運行管理者の実務等については直接、運行管理者試験センターや最寄りの運輸局等へお問い合わせください。

運行管理者試験 問題と解説 貨物編 令和7年3月CBT試験受験版

定価2,640円(税込)

■発行日 令和6年11月 初版

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
TEL : 03-3837-5731 (編集)
HP : <https://www.kouronpub.com/>

※落丁・乱丁・書籍の内容に誤り等がございましたら、P.10「本書籍に関するお問い合わせ」に記載の問合せフォームよりご連絡ください。